

平成 23 年第 3 回定例会

生活文化環境森林常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 72 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について・ 1
- 2 議案第 73 号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について・・・ 9

◎ 所管事項説明

- 1 「『みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）（中間案）』に関する意見」  
への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）最終案  
（生活・文化部所管）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答について・・・・・・・・ 18
- 4 新県立博物館の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 雇用対策事業の取組状況等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 NPOの活動環境の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 7 「第2次三重県男女共同参画基本計画 第一次実施計画」の策定について・・ 45
- 8 史跡斎宮跡の東部整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 9 審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

別冊 1 みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）最終案（生活・文化部関係抜粋版）

別冊 2 新県立博物館の活動と運営V o l . 3（中間報告）

平成 23 年 12 月 8 日

生活・文化 部

(議案補充説明)

## 1 議案第 72 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

### 1 議案

議案第 72 号 三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について

### 2 指定管理者の指定

生活・文化部が所管している公の施設「三重県交通安全研修センター」について、平成 24 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県交通安全研修センター条例（平成 7 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設

(1) 施設名称 三重県交通安全研修センター

(2) 設置場所 津市垂水 2566 番地

### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 津市栄町一丁目 954 番地

名 称 財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 余野部克治

### 5 指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 23 年 8 月 16 日から 9 月 20 日まで行った結果、次の 2 団体から応募申請がありました。

(受付順)

① 所在地 津市栄町一丁目 954 番地

名 称 財団法人三重県交通安全協会

代表者 会長 余野部克治

② 所在地 愛知県弥富市佐古木 1 丁目 14 番地 1

名 称 中部安全サービス保障株式会社

代表者 代表取締役 野村頼理

## (2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続を確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

### ①選定委員会構成員

委員長	仲 律子	(鈴鹿国際大学国際人間科学部准教授)
委員	杉井 ひろ子	(公募委員)
委員	徳永 弘子	(松阪多気地区交通安全対策会議交通安全教育指導員)
委員	中川 俊夫	(三重県PTA連合会副会長)
委員	降籬 道男	(弁護士)

### ②審査の経過

平成23年8月8日 第1回選定委員会（「募集要項」及び「審査基準及び配点表」の作成）  
平成23年10月17日 第2回選定委員会（ヒアリング審査）  
平成23年10月20日 第3回選定委員会（最終審査）

### ③提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

### ④審査結果（評価点数：500点満点）

第1順位	財団法人三重県交通安全協会	346.6点
第2順位	中部安全サービス保障株式会社	337.5点

### ⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、平成23年11月8日に次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 津市栄町一丁目954番地  
名称 財団法人三重県交通安全協会  
代表者 会長 余野部克治

### ⑥選定した理由

三重県交通安全研修センターが担う役割、目的を十分認識したうえで、研修受講者の年齢、心身の発達段階等に応じた体系的な研修を実施するほか、対象者の要望を把握したうえで研修を実施するなど、満足度の高い研修の実施が期待できること。

また、交通安全教育に関する専門研修を受講したスタッフが指導や教育にあたることから、質の高い交通安全教育の実施が期待できること。

## 7 期待される効果

交通安全活動に対するノウハウやネットワークを活用することにより、交通情勢や法整備の変化に的確に対応したきめ細かな交通安全教育の提供が期待でき、県民サービスの向上を図ることが見込まれます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、基本的な事項を定める「基本協定」と、事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開及び個人情報保護
- ③ 第三者による評価の実施
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続を進めます。

平成 24 年 1 月	指定管理者の指定、指定の告示
平成 24 年 3 月	協定書の締結
平成 24 年 4 月	指定管理者による施設管理の開始

# 提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容及び評価点		特記事項 (審査コメント等)	
			財団法人三重県交通安全協会	中部安全サービス保障株式会社		
<p>1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。</p> <p>①管理運営の総合的な基本方針</p> <p>②利用者の公平な利用について</p> <p>③企業(団体)の社会的責任</p> <p>④現状に対するアセスメント</p>	<p>地域等の交通安全教育の現場で活動する交通安全教育指導者の養成・資質向上に取り組むとともに、施設を効果的に活用した参加・体験・実践型の教育を実施するなど、交通安全教育の「核」としての役割を充実させ、関係機関との連携のもと強力に交通安全教育を推進すること。</p> <p>管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか</p> <p>施設の特性や業務内容を理解しているか</p> <p>指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか</p> <p>社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか</p> <p>企業(団体)倫理、法令遵守、環境配慮への対応は適切か</p> <p>的確な現状把握が行われ、適切な対応が提案されているか</p>	10点×5人=50点	<p>私どもは平成7年5月の開所以来約16年間にわたり大きな事故もなく安全・安心な・快適な利用を提供できるよう努めてまいりました。今後も時代の変化、社会的使命に対応し、次の通りの運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児から高齢の方々までを対象に、効率的・効果的な運営を行い、段階的・体系的な交通安全教育を行います。</li> <li>・研修センターの効用を十分発揮できる組織ネットワークを活用した、交通安全研修、交通安全活動を推進する事業を展開します。</li> <li>・業務の遂行にあたっては、コンプライアンス及び個人情報保護の徹底に基づいた、施設の安全管理と利用者の安全確保を徹底し、公平・公正な運営を行います。</li> <li>・全ての利用者様に対して公平なサービスが提供できるよう、遠隔地等への出前や、身体に障がいをもたれている方にも配慮した、利用者様の目線に合わせた対応に努めます。</li> <li>・事業評価と成果の検証をおこない、合理化と期待効果のある運営に努めます。</li> </ul>	36.2	<p>(1)管理運営の総合的な基本方針について ※三重県交通安全研修センターの管理運営方針として、弊社は、交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)に基づき、三重県交通安全研修センター条例等の内容を踏まえ、下記の『7つの基本方針』に基づき管理運営をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県民の安全な生活の確保のためにも、研修センターの設置目的に沿った、交通安全対策の推進に寄与する管理運営を実施します。</li> <li>② 三重県全域で交通安全研修センターの研修事業を出展展開し、研修センターにリピーターとして来館してもらえる、県民に愛される交通安全研修センターにします。</li> <li>③ 新しい時代の「公」を担う企業として、利用の平等性を確保します。</li> <li>④ お金をかけるのではなく、知恵と工夫と行動と県民(利用者)の声を武器とし、善い交通安全研修センターに改善します。</li> <li>⑤ 専門分野の職員だけでなく、何でも出来るマルチな人材を育成し、職員で出来る事は職員で実施し、外部委託費の削減をします。</li> <li>⑥ 研修センター外部にて監査・チェック体制をとり、健全な管理運営体制とします。</li> <li>⑦ 指定管理者制度の利点を生かし、効果的・効率的な管理運営を追及します。</li> </ol> <p>(2)利用者の公平、公正な利用について 弊社は、利用者の公平、公正な利用について下記のように実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 配置する職員の事前研修、契約期間中のアフター研修(年2回)を実施します。</li> <li>② 月に1回以上の現場における指導を実施します。</li> <li>③ 上記の研修(教育)及び指導体制により、利用者へのサービスの向上に努めます。(均一したサービスを提供します。)</li> </ol>	36.3
<p>2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。</p> <p>①交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <p>②交通安全に関する情報・資料の収集及び提供に関する業務</p> <p>③利用者サービス向上につながる独自の提案</p> <p>④事業評価及び利用者の声の把握</p> <p>⑤成果目標と独自の数値目標</p>	<p>1 交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①参加・体験・実践型の交通安全研修事業 受講者の特性(年齢・業務の形態)に応じ、受講対象者と研修目的を明確にした複数のカリキュラムを作成のうえ参加・体験・実践型の効果的な研修を行うこと。</li> <li>②指導者養成・資質向上事業 地域・職域等で交通安全教育を推進する指導者の養成・資質向上を図るため、指導者の特性及び段階に応じ、複数のカリキュラムを作成のうえ研修を行うこと。</li> <li>③遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業 センターの施設を利用することが困難な環境にある遠隔地の方を対象とした効果的な参加・体験型の出前研修を実施すること。</li> </ol> <p>2 交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務</p> <p>交通安全に関する情報・資料の収集に努め、教育業務への反映を図るとともに、次のとおり情報発信を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①ホームページを活用した情報発信 センターの紹介、研修案内、交通安全情報の提供、施設の予約状況等についてホームページを作成し、定期的な更新を行うこと。(1回/月)</li> <li>②展示スペースの活用 交通安全情報の掲示、特設コーナーの設置など、交通安全意識の向上を図るため、展示スペースの活用を図ること。</li> <li>③集客活動及び広報活動 センターの魅力積極的にアピールするための事業、利用者に繰り返し利用していただけるような企画、体験型や無料施設としての利点を活かした企画の立案・実施、地域のNPOなどと連携したセンターの認知度向上などにより、センターへの集客、利用促進及びセンターの広報活動に積極的に取り組むこと。</li> </ol> <p>3 達成すべき成果目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①センター利用者数(出前研修除く) 41,000人/年</li> <li>②指導者養成・資質向上講座受講者数 680人/年</li> <li>③利用者(研修受講者)満足度 96.0%以上/年</li> </ol>	55点×5人=275点	<p>施設の特性を活かし「聞いて・見て・体験する」交通安全研修を実施して、県民の皆さまの交通安全意識の高揚と、県民の皆さまが主体となる交通安全社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通弱者、社会的弱者の方へ視点を置いた体系的な交通安全研修の推進に努めます。</li> <li>・公平な交通安全研修を受ける機会を提供するため、出前研修や地域交通安全教室等を実施するとともに、要請に沿った研修の実施に努めます。</li> <li>・交通安全活動、交通安全教育を促進していくためには、交通安全指導員の養成が重要であることから、指導対象に応じた研修カリキュラムを作成、今後指導していく上で一助となる力を付けることができる研修を展開します。</li> <li>・関係団体と連携し、交通安全に関する情報の収集を行うと共に、研修センターから関係機関広報紙やコミュニティ情報誌をはじめ、様々な媒体による情報発信をおこない、県民の皆さまの利用促進と生活の中の交通安全意識を高めていただける環境づくりを進めます。</li> <li>・全県的な組織ネットワークを活用し、施設の効用を発揮できる運営体制の確立に努めます。</li> <li>・アンケート調査等により利用者様のニーズ把握に努め、意見内容に適切に対応した運営に努めます。</li> </ul>	188.1	<p>(1)交通安全に関する教育の実施に関する業務</p> <p>ア 参加・体験・実践型の交通安全研修事業について 弊社は、民間でしか出来ない、『楽しく、わかりやすい、交通安全教育』を実施したいと考えます。研修カリキュラムは、現状されているのと同じで12プログラムを実施します。</p> <p>弊社としては、特に力を入れて実施していきたいターゲットは、①保育園・幼稚園②小学校(低学年)③小学校(高学年)④高齢者であると考えています。</p> <p>弊社が今まで培った防犯セミナーでのノウハウを役立て、三重県の交通安全教育に貢献していきたいと考えています。</p> <p>イ 指導者養成・資質向上事業について 交通安全の指導者は、交通安全の知識・技術が重要であるという考えを後として、人に教える者としての基本ノウハウから指導していきます。安全教育の内容としては、歩行者・自転車に限定し、弊社の重要ターゲットと同じ子供と高齢者についてやさしく指導・教育ができるように育成します。</p> <p>ウ 遠隔地等での出前型交通安全教育(出前研修)事業について 弊社が考えた研修センターでの研修プログラムは、出前研修においても同じ内容・クオリティーで出来るようにいたします。</p> <p>会場に人が集まっていたら、ターゲット別に研修が出来るようにします。</p> <p>(2)交通安全に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務</p> <p>ア 情報及び資料の収集に関する考え方について 交通安全に関する統計及び情報の収集を、インターネット等を利用し実施します。</p> <p>交通安全に関するデータの分析をし、交通安全の普及に役立てます。</p> <p>イ ホームページを活用した情報発信について 情報提供及び広報PR事業の核として、インターネットにてセンターホームページの活用及び充実をはかります。県民誰もが、必要な情報を即時に入手でき、また、ホームページを見て、研修センターに来館したくなるような、楽しくて面白くて役に立つホームページに変えていきます。</p> <p>ウ 展示スペースの活用について 展示スペースの活用については、交通安全に関する情報の掲示及び特設コーナーの設置等を基本に考えますが、弊社としてはイベント会場としても使用したいと考えています。</p> <p>イベントとは、公開交通安全セミナー(子供編・高齢者編)の開催及び交通安全啓発ビデオ上映会場(プロジェクター使用)として使用も考えています。</p> <p>(3)成果目標と独自の数値目標について 成果目標:ア. センター利用者数(出前研修除く)、イ. 指導者養成・資質向上講座受講者数、ウ. 利用者(研修受講者)満足度 及び 弊社が独自に設定した数値目標を達成させます。</p>	182.2

<p>3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p> <p>①施設の維持管理に関する業務</p> <p>②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の発見やその措置</p> <p>③個人情報保護、情報公開</p> <p>④県の施策への配慮</p>	<p>維持管理事業は管理基準を満たし、必要な維持管理レベルを保つものであるか</p> <p>施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか</p> <p>利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか</p> <p>危険箇所・破損箇所・不良個所の発見やその措置は適切な提案がなされているか</p> <p>個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか</p> <p>人権尊重、男女共同参画など、県の施策について配慮された提案となっているか</p>	<p>・施設・設備の維持管理を行い、センターの適切な管理に努めること。</p> <p>・災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備を行い、利用者の安全確保、事故防止に努めること。</p> <p>・三重県個人情報保護条例を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。</p> <p>・三重県情報公開条例の趣旨の通り、規程の整備等、情報公開に適切に対応すること。</p> <p>・県が目指す諸施策(人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、自然災害防災対策、地域安全対策等)の実現に協力・寄与すること。</p> <p>・暴力団等による不当介入に対して適切に対応すること。</p>	<p>10点×5人=50点</p>	<p>研修センター創設以来約16年間にわたり、管理運営を行ってきしたが、教習車・一部の事務機器を除き、創設当時のままの設備・機器を、修理・修繕を重ねながら推移しており、現在までにその状況は随時報告しているところでもあります。既にメーカーからの部品供給が不可能な機器もあり現在に至っています。この間、利用者の安全確保を第一に良好な状態を維持し運営してきた実績とノウハウを踏まえて適切な運営に努めます。</p> <p>・コンプライアンスの徹底は管理業務を行う上で最低条件であり、職員一人ひとりにそのマインドを徹底し、利用者様に「安心」「信頼」いただける体制を確立します。</p> <p>・自然災害や研修中の事故等を想定し、利用者様の安全確保を第一とした危機管理の徹底に努めます。</p> <p>・最小の経費で最大の効果を発揮できる効率的な運営と創意工夫を行い経費の縮減、エコに努めます。</p> <p>・職員による日常点検・清掃、外部専門業者による定期点検を実施し、予防修繕・早期対応に心掛けた清潔で良好な利用環境の維持に努めます。</p>	<p>35.7</p>	<p>(1) 施設の維持管理に関する業務 施設の維持管理については、現状の管理状況に基づき実施します。但し、設備の老朽化による整備不能の物及びメーカーでの修理不能製品もあるので、日常点検を重視して、できるかぎり使用を維持できるように努力をします。</p> <p>(2) 個人情報保護、情報公開について ア 個人情報保護 弊社は、平成20年12月8日に社団法人中部産業連盟様よりプライバシーマーク付与認定があり、平成22年12月22日に第1回の更新審査に適合をしました。【19000384(02)JIS Q15001:2006準拠】 プライバシーマークについては、弊社の業務・部門の全てが対象となっていますので、この業務においても適切に取扱いをします。</p> <p>イ 情報公開 情報の公開については、三重県情報公開条例の規定に基づき、三重県交通安全研修センターの管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備し、公開します。研修センターにて保有した情報の管理方法として、必ず管理職以上が管理します。又、情報の取扱いは個人情報の保護に準じて実施します。情報公開までの流れについては、三重県のシステムに沿って実施します。尚、公開の方法については、センター内掲示コーナー及びセンターホームページを利用して公開していきたいと考えます。</p> <p>(3) 県の施策への配慮について ① 人権尊重社会実現のため、職員をはじめ、パート職員にも年2回、前期と後期に各1回、人権について会社にて、教育を実施します。 ② 男女共同参画社会実現のため、女性管理職をセンターに配置します。又、公正な人事配置を実施します。(幼児・高齢者にやさしい女性の能力を発揮した研修の実施に努めます。) ③ 次世代育成支援の推進として、子育て支援のための、フレックスタイム制を導入します。又、育児休暇等の会社規則の整備を実施します。交通安全研修プログラムも、幼児・小学生等に重点を置き、親子で学べる研修プログラムの導入をしていきます。 ④ 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、ゴミの分別回収の徹底をします。又、グリーンマーク購入法及びエコマークの推進をし、センター内外で使用する物は出来る限り、環境にやさしい製品を吟味して使用します。(弊社、ISO14001の運用管理規程に準拠させる)</p>	<p>35.2</p>
<p>4 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。</p> <p>①職員の雇用形態、勤務形態、業務内容</p> <p>②職員の配置、勤務ローテーション</p> <p>③職員の人材育成、研修計画等</p> <p>④持続的・安定的に運営できる財政的基礎</p>	<p>組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか</p> <p>人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか</p> <p>人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか</p> <p>施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか</p>	<p>・総括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置すること。</p> <p>・職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行うなど、人材育成に努めること。</p>	<p>15点×5人=75点</p>	<p>・開所以来、三重県交通安全研修センターを運営してきたノウハウを最大限に生かし、安定したスムーズな管理運営ができるよう人員配置計画に努めます。</p> <p>・統括責任者1名、スタッフ6名 計7名を雇用の上ローテーションにて勤務いたします。また、一部スタッフをマルチ化し業務全般にあたり、業務のフラット化と迅速化を図り、人的資源を有効活用いたします。なお、専門業務の一部を外部委託で行います。その他、当協会より随時、必要に応じたバックアップを行い、しっかりしたサポートに努めます。</p>	<p>52.9</p>	<p>①研修センター人員(計9名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター長</li> <li>・副センター長兼施設管理主任</li> <li>・安全教育主任</li> <li>・安全教育係</li> <li>・マルチスタッフ(5名)</li> </ul> <p>②出前研修人員(計3名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前研修スタッフ(3名)</li> </ul> <p>※合計12名</p>	<p>49.5</p>
<p>5 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の削減を図るものであること。</p> <p>①収支計画の積算の考え方</p> <p>②コスト削減の考え方</p>	<p>収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか</p> <p>提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか</p> <p>コスト削減が図られているか</p>	<p>指定管理に係る指定管理料は次のとおりとする。 41,968千円以内(1年間の総額) (内訳) 平成24年度 41,968千円</p>	<p>10点×5人=50点</p>	<p>平成24年度 41,968千円</p>	<p>33.7</p>	<p>平成24年度 41,316千円</p>	<p>34.3</p>
<p>総合審査結果</p>			<p>500点</p>	<p>346.6</p>	<p>337.5</p>	<p>337.5</p>	

指定管理候補者とした団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>名称 財団法人三重県交通安全協会                  代表者 会長 余野部克治                  所在地 津市栄町一丁目954</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>「審査基準及び配点表」に基づき厳正な審査を行った結果、財団法人三重県交通安全協会が、指定管理者として相応しいと判断しました。                  主に評価できる点は次のとおりです。                  ・施設や機器が古いながらも、これらを最大限に活用して交通安全教育を実施していること。                  ・古い施設でありながら、年間40,000人もの利用実績があり、今後の集客について期待できること。                  ・各地区の交通安全協会という全県的な組織ネットワークを有しており、地域での協力体制が整っていることが強みであること。                  ・現指定管理者として三重県交通安全研修センターの目的を果たすべく努力を重ねてきており、その実績を生かしながら、これまでの反省もふまえた研修プログラムの実施が期待できること。                  ・交通安全教育に関する専門研修を受講したスタッフが指導や教育に当たることから、質の高い交通安全教育の実施が期待できること。</p> <p>今後期待する点としては次のとおりであり、センターの管理運営業務の中で更なる充実が図られることを期待します。                  ・地域や職域で交通安全教育を推進する指導者に対するレベルアップを図るとともに、これらの指導者が地域に根付いた活動ができるよう工夫すること。                  ・現在の管理運営業務に対する現状分析や問題点の把握をさらに進め、新たなアイデアや創意工夫による取組を行うこと。</p>





## 2 議案第 73 号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について

### 1 議案

議案第 73 号 みえ県民交流センターの指定管理者の指定について

### 2 指定管理者の指定

生活・文化部が所管している公の施設「みえ県民交流センター」について、平成 24 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、みえ県民交流センター条例（平成 13 年三重県条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 3 対象施設

- (1) 施設名称 みえ県民交流センター
- (2) 設置場所 津市羽所町 700 番地アスト津 3 階

### 4 指定管理候補者の名称等

所在地 四日市市萱生町 1200  
名称 特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター  
代表者 代表理事 伊井野 雄二

### 5 指定の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 23 年 8 月 5 日から 9 月 22 日まで行った結果、次の 1 団体から応募申請がありました。

所在地 四日市市萱生町 1200  
名称 みえNPOネットワークセンター  
代表者 代表理事 伊井野 雄二

#### (2) 指定管理候補者の審査・選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続を確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

#### ①選定委員会構成員

委員長 石坂 督規 (三重大学人文学部准教授)  
委員 加藤 恭子 (税理士)  
委員 西井 勢津子 (株式会社 地域資源バンクNIU 代表取締役)  
委員 アーナンダ・クマール (鈴鹿国際大学学長補佐)  
委員 寺尾 亨 (公募により選出)

#### ②審査の経過

平成23年 7月14日 第1回選定委員会 (活用方針・施設概要説明)  
平成23年 7月28日 第2回選定委員会 (審査基準・採点表作成)  
平成23年 10月13日 第3回選定委員会 (ヒアリング審査)  
平成23年 10月20日 第4回選定委員会 (最終審査)

#### ③提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

#### ④審査結果 (評価点数：2000点満点)

第1順位 みえNPOネットワークセンター 1323点

#### ⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、平成23年10月27日に次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 四日市市萱生町1200  
名称 みえNPOネットワークセンター  
代表者 代表理事 伊井野 雄二

#### ⑥選定した理由

- ・県内のNPOや市民活動の実態を把握するとともに、みえ県民交流センターが担うべき目的、役割を十分認識しており、センターや県内の市民活動をより充実・発展させようとする意気込みがある。
- ・団体のもつネットワークを活かして、各地域の中間支援組織との人材や情報の交流を行い、人材の育成や中間支援組織のネットワークを強化するとともに、全国への情報発信力が高まる事業を提案するなど、地域の市民活動センターとしての役割を果たすことが期待できる。
- ・申請団体の構成員は、地域の市民活動センターの管理実績があり、そこでのノウハウを活かしたセンターの管理運営が期待できる。

### 7 期待される効果

三重県内外での市民活動等の経験を活かし、三重県の市民活動等の実態に応じた管理運営により、多様なニーズへのきめ細やかな対応など県民サービスの向上が期待できます。

## 8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- ① 県施策への配慮
- ② 情報公開及び個人情報保護
- ③ 第三者による実施
- ④ 施設利用者の意見等の反映
- ⑤ リスク分担
- ⑥ 業務計画書の提出
- ⑦ 業務報告書の提出
- ⑧ 事業報告書の提出
- ⑨ 実施状況の調査、指示等

## 9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続を進めます。

平成 24 年 1 月	指定管理者の指定、指定の告示
平成 24 年 3 月	協定書の締結
平成 24 年 4 月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準		県が求めた水準	配点	主な提案内容	特記事項 (審査コメント等)	
1. 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。		三重県が進めるNPO（ボランティア団体・市民活動団体等）の参画による地域社会づくりの推進及び多文化共生社会づくりと国際貢献・交流の推進などの施策について十分理解し、県に協力し施策実現に寄与すること。 センターの管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守すること。	40点 × 5人 =200 点	【5年後の目指す姿】 1 行動する県民（アクティブ・シチズン）の増加 2 力強いNPOセクターの形成 3 「協創」の三重づくり 4 国際理解と国際貢献活動の促進  【管理運営の総合的な基本方針】 ①県内全域を対象にした市民活動センターとして、県内のNPOやNPO支援組織と連携し、県内の市民活動の発展を目指す。 ②県内外の市民活動に関する情報のキーステーションの役割を果たす。 ③国際交流センターとして、三重県国際化推進指針に基づいて、多文化共生社会づくり、国際貢献、交流活動の総合的拠点としての役割を果たす。 ④同居している県行政をはじめ、多様な主体との協働に積極的に取り組む。 ⑤誰もが利用しやすい快適な施設づくりを目指す。 ⑥利用者の意見を管理運営に反映させ、県民サービスの向上を図る。 ⑦効率的・効果的な管理運営を行い、経費の節減に努める。 ⑧センター利用に関する管理運営の基本を遵守し、適正に管理する。	129点	センターが担うべき目的・役割を十分認識している。
管理に対する基本方針	1-1 施設運営にかかる基本方針と、5年間の方向性（ビジョン）が明確になっているか					
利用者の公平、公正な利用	1-2 基本方針が利用の平等性の観点から適切か  1-3 事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか					
企業（団体）の社会的責任	1-4 企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）・環境配慮への対応は適切か					
2. 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。		施設・設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好に維持管理すること。  災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備を行うとともに、利用者の安全確保、事故防止対策を講じて、危険箇所等の早期発見に努め、緊急事態等が発生した場合は、速やかに適切な措置を行うこと。	70点 × 5人 =350 点	センターの施設、機器、備品等については常に点検し、利用者の皆様に良好な状態で利用いただけるよう努める。  災害や事故等、不測の事態に備えスタッフの緊急救命訓練、消防訓練、避難誘導訓練を行うと共に危機管理マニュアルの徹底を図る。  利用者の安全確保、事故防止に備え、定期的な施設内の巡回や機器の点検を行う。そのために、組織内に管理責任者を設置し、個人情報規定を徹底させる。	238点	他の施設での指定管理のノウハウを活かした維持管理が期待できる。
施設、機器、備品等の効率的で安定的な維持管理	2-1 施設、機器、備品等の維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか					
危機管理体制や緊急時の対応	2-2 緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか  2-3 研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか					
利用者の安全確保対策	2-4 利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか					
	2-5 危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見やその措置は適切な提案がなされているか					
個人情報の保護への対応	2-6 チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか					
	2-7 職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか					

3. 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。		センターの設置目的や運営方針に基づき、次の事業を行うこと。		200点 × 5人 =1000 点	<p>ア 施設利用について 環境整備と安全対策に万全を期し、利用者への質の高いサービスの提供に努める。</p> <p>イ 市民活動の促進及び国際化進展のための業務 (ア) 市民活動促進のための業務 ① NPOグレードアップセミナー NPO法改正等NPOをめぐる重要テーマについて学ぶ ② NPO経験交流セミナー 各地域のすぐれた活動の発表を聞き、学び合う ③ 「協創」シンポジウム 協働により新しい価値を生み出した事例等を基に、今後の地域づくりなどを考える ④ NPO相談 ⑤ 「NPO月間」の実施 県民のNPOへの関心を高め、寄付を集中的に集めるためのNPOに関する合同キャンペーン、チャリティイベントを開催する ⑥ 調査研究 社会的企業のあり方、自治会とNPOの連携等をテーマに全県の視野での調査研究を行う</p> <p>(イ) 国際化の推進のための業務 ① 世界のNPO・ボランティア活動・地域コミュニティ講座 三重県に在住の外国人による祖国のNPO・ボランティア活動の状況や、地域コミュニティのあり方等を紹介する ② 「みえの国際貢献」ダイレクター作成 県内で国際的な活動を行っている団体を市民活動の観点からの状況を把握する ③ 国際理解と国際貢献活動の促進 海外ボランティア活動についての広報、海外協力活動の体験を聞く懇談会、外国人への情報発信や生活支援を行う</p> <p>ウ 市民活動に関する情報の受発信 (ア) ホームページの開設と頻繁な更新 (イ) 「みえ市民活動・ボランティアニュース」の毎月発行と配布 (ウ) 団体情報データ調査及び活用 市町や地域NPO支援組織と連携し、市民活動団体情報を把握し、情報共有を図るとともに、行政、企業等からの多様な照会に応じていくための整備を行う</p> <p>エ NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 (ア) 県内のNPO支援組織の機能向上・連携交流 ① 中間支援団体のあり方に関する研究会 中間支援団体のあり方について、中間支援団体相互に学び合う ② NPOマネジメント指導講座 中間支援団体が各地域でNPOに指導するうえで不可欠なスキルを身につける ③ 中間支援団体ネットワークの構築 ・全市町の市民活動センター・中間支援組織とのネットワーク構築 ・県レベルの専門分野の中間支援団体のネットワーク構築</p> <p>(イ) 県外のNPO支援組織とのネットワーク構築 全国の地方レベルの総合的・中間支援団体のネットワーク構築</p> <p>オ 利用料金収受業務 事前に団体登録をしたボランティア・市民活動団体の利用料は無料とし、附属設備は団体の区別なく一律の利用料とする。</p> <p>【指定管理者が提案した成果目標】 ・指定管理者が行った人材育成数 100人/年 ・ネットワークに参加する県内外の中間支援団体、企業等多様な主体の数 20団体増/5年</p>	688点	<p>県内のNPOや市民活動の実態を把握したうえで、の事業提案がなされている。</p> <p>申請団体のもつネットワークを活かした事業展開により、県内のNPO支援組織のネットワークのさらなる強化や、情報発信力が向上することが期待できる。</p>	
事業計画	施設等の利用	3-1	利用者対応（センター案内、相談等の対応、施設機器の利用等）に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					ア 施設等の利用に関する業務
		3-2	センター内の情報（図書資料、情報ファイル、掲示等）の活用に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					イ 市民活動促進及び国際化の推進のための業務 (ア) 市民活動促進のための業務 (イ) 国際化の推進のための業務
		3-3	日常の管理業務に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					ウ 市民活動に関する情報の受発信に関する業務 (ア) ホームページの設置及び管理運営 (イ) 情報誌の発行及び配布 (ウ) 団体情報データ調査及び活用
	市民活動促進及び国際化の推進	3-4	市民活動促進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					エ NPO支援組織の機能向上・連携交流に関する業務 (ア) 県内のNPO支援組織の機能向上・連携交流 (イ) 県外のNPO支援組織とのネットワーク構築
		3-5	国際化の推進のための取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					オ 利用料金の収受に関する業務 業務の質の向上を図るため、県が示す成果目標以外に、指定管理者独自の成果目標を設定し達成すること。
	市民活動に関する情報の受発信	3-6	ホームページの設置及び管理運営に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					【成果目標】 ① 県が示す成果目標 センター来館者数 60,000人/年 センターが把握する県内NPOの増加数 100団体/年 ② 指定管理者が提案した成果目標
		3-7	情報誌の発行及び配布に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					
		3-8	団体情報データ調査・活用に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					
	NPO支援組織の機能向上・連携交流	3-9	県内NPO支援組織の機能向上に関し、適切に課題把握し、より有効で具体的な方策が提案されているか					
		3-10	県内NPO支援組織の連携交流に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか					

		3-11 県外のNPO支援組織とのネットワーク構築に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか				
		3-12 市民活動支援体制の強化を図る取組に関し、より有効で具体的な方策が提案されているか				
	利用料金の収受に関する業務	3-13 利用料金の設定、収受、減免等の方法に関し、適切な提案がなされているか				
	サービス向上への取組	3-14 サービス向上につながるような独自の提案がなされているか				
		3-15 施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がなされているか				
		3-16 利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか				
	成果目標	3-17 成果目標を達成するための具体的な方策が提案されているか				
		3-18 提案された達成すべき成果目標は、具体的で適切な提案がなされているか				
	総合評価	3-19 当該指定管理業務について県域性、独自性、先進性等のある提案がなされているか				
4. 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。			センターの利用を促進し収入の確保を図ること。 指定管理に係る指定管理料は、次のとおりとする。 142,340千円(5年間の総額の上限) (内訳) 平成24年度28,468千円 平成25年度28,468千円 平成26年度28,468千円 平成27年度28,468千円 平成28年度28,468千円	30点 × 5人 =150 点	指定管理料総額 142,340千円  (内訳) 平成24年度28,468千円 平成25年度28,468千円 平成26年度28,468千円 平成27年度28,468千円 平成28年度28,468千円	99点
	収支計画の積算の考え方	4-1 収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか				
		4-2 提案された事業が十分実施できる計画となっているか				
	コスト削減の考え方	4-3 実効性がありかつ創意工夫がある経費の節減方策が提案されているか				
5. 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。			統括責任者を配置するとともに、センターの管理運営に必要な人員を配置し、管理運営の業務が適切であるかについて、チェック体制を確立すること。  サービスの向上を図るため、職員の資質向上や能力開発のための研修を計画的に行い、人材育成に努めること。	60点 × 5人 =300 点	【組織】 ①経営会議：役員 ②スタッフ体制 管理者（事務局長）（1） スタッフ（9）：主任（3） 事務局スタッフ（6） ③外部評価 サービス評価委員会（利用者、企業、市民団体等）  【人材育成】 市民活動、国際交流に関する研修等の実施、県内の中間支援団体とのスタッフ人的交流を行う	169点
	法人等の財政的基礎	5-1 施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか				
	法人等の組織体制、勤務体制	5-2 事業計画書に沿った管理運営を実施するための人員の確保は適切であるか				事務局体制に未確定要素があるが、人材育成につながる計画的な提案は評価できる。

	5-3	事業計画書に沿った管理運営を実施するための組織体制や責任体制は適切であるか			
	5-4	提案事業内容が実施できる人員配置、勤務体制となっているか			
人材育成方針、研修計画	5-5	職員の人材育成につながる方針となっているか			
	5-6	業務に必要な研修があるか			
総合審査結果			2000点		1323点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	<p>名称 みえNPOネットワークセンター          代表者 代表理事 伊井野雄二          所在地 四日市市萱生町1200</p>
選定委員会の講評	<p>申請団体は、県内の中間支援組織が連携して設立した団体であり、県内のNPOや市民活動の実態を把握するとともに、みえ県民交流センターが担うべき目的、役割を十分認識しており、センターや県内の市民活動をより充実・発展させようとする意気込みが評価できる。</p> <p>申請団体のもつネットワークを活かして、各地域の中間支援組織との人材や情報交流を行い、人材の育成や中間支援組織のネットワークを強化するとともに、全国への情報発信力が高まる事業を提案するなど、県域の市民活動センターとしての役割を果たすことが期待できる。</p> <p>申請団体の構成員は、地域の市民活動センターの管理実績があり、そこでのノウハウを活かしたセンターの管理運営が期待できる。</p> <p>センター責任者を速やかに選任し、事務局体制をはじめとした強固な組織作りと円滑なセンター運営に努められたい。</p>

(所管事項説明)

1 「『みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)(中間案)』に関する意見」への回答について

生活文化環境森林常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
212	男女共同参画社会の実現	生活・文化部	活動指標の「男女共同参画を推進するための基本計画等を策定している市町の割合」は、基本計画等を策定してもそれだけで男女共同参画が進むとは思えない。指標についてもう少し工夫が必要ではないか。	政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるうえで重要な事項と考えましたが、ご指摘も考慮し、より実態的な内容と思われる「県・市町の審議会等における女性委員の登用率」に目標項目を変更します。
213	多文化共生社会と国際貢献・交流の推進	生活・文化部	外国人の中では所得格差が世代を超えて固定化する傾向がある。多文化共生社会の実現のためには外国人の子どもたちが等しく教育を受けられる環境整備が必要であり、教育委員会と一緒に取り組んでもらいたい。	外国人の子どもが将来に夢を持ってもらえるよう、日本の職業を多言語で紹介した「キャリアガイド」や先輩の成功例等を取めた「キャリアガイドDVD」を作成し、普及をはかるとともに、教育委員会とも連携して外国人の子どもの教育環境の整備に取り組んでまいります。
214	NPOの参画による協働社会づくり	生活・文化部	活動指標の「財政規模500万円以上のNPO法人数」については確かに財政規模が拡大することは良いことだと思うが、これを目標値とするよりも中身を重視する方がよいのではないか。	スタッフを確保し、安定継続した活動を行うためには、一定の財政規模が必要となると考えましたが、ご指摘も考慮し、公益性や組織運営の適正性等を満たすことを要件とする「認定NPO法人数」に目標項目を変更します。
231	地域の実情に応じた多様な雇用支援	生活・文化部	常用労働者数56人以上の民間企業の中で障がい者雇用がゼロの企業が多くあるので、障がい者雇用をする企業を増やしていくことを指標としてはどうか。	障がい者雇用の促進に取り組んだ成果として最もわかりやすい指標は、民間企業における障がい者の実雇用率の上昇であると考えて設定しました。 ご意見のとおり、ひとつでも多くの企業が障がい者雇用に取り組むことも重要ですので、企業への働きかけをより一層強めていきたいと考えています。

16

## 2 みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)最終案(生活・文化部所管)について

### 政策体系一覧表(中間案との比較)

みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)《中間案》  
(4政策11施策)

政 策	施 策
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
2 生活安全対策 ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	121 交通安全対策の推進 123 消費生活の安全の確保

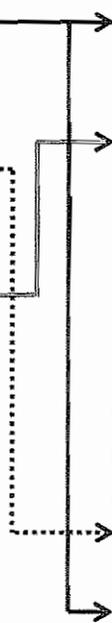
政 策	施 策
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と参画・協働 ～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～	211 人権尊重社会の実現 212 男女共同参画社会の実現 213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進 214 NPOの参画による協働社会づくり
3 雇用と就労環境づくり ～誰もがいきいきと働ける社会～	231 地域の実情に応じた多様な雇用支援 232 職業能力開発への支援 233 いきいきと働ける就労環境づくり
4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり ～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～	241 生涯学習の振興 242 文化の振興

みえ県民カビジョン・行動計画(仮称)《最終案》  
(5政策11施策)

政 策	施 策
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	
3 暮らしを守る ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	132 交通安全のまちづくり 133 消費生活の安全の確保

政 策	施 策
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会 ～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～	211 人権が尊重される社会づくり 212 男女共同参画の社会づくり 213 多文化共生社会づくり 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり
6 文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～	261 文化の振興 262 生涯学習の振興

政 策	施 策
III 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	
3 雇用の確保 ～誰もが働ける社会～	331 雇用への支援と職業能力開発 332 働き続けることができる環境づくり
4 世界に開かれた三重 ～観光産業の振興と国際戦略の展開～	343 国際戦略の推進



17

### 3 「『三重県版事業仕分け』に関する意見」への回答について

生活文化環境森林常任委員会

事業名	担当部局名	仕分け結果	委員会意見	回 答
地域文化活動 発信事業費	生活・文化部	再検討	俳句事業は不要との意見もあるが、5・7・5の俳句文化を認めてぜひ残してもらいたい。また、三重の俳句文化を全国に広めることは、地域おこしにもつながるので、幅広い世代に取り組んでもらえるように、引き続き事業を継続してもらいたい。	俳句文化の裾野を広げる取組は、一人ひとりの感性や創造性を高め、地域に対する愛着や誇りを育む契機となることから、継続していくことに意義があります。事業のあり方について、平成24年度当初予算の編成作業の中で検討を進めていきます。

## 4 新県立博物館の整備について

### 1 新県立博物館の活動と運営V o 1. 3 (中間報告) について 別冊2

新県立博物館における活動と運営に関するしくみづくりについては、県民・利用者の皆さんとともに試行的な取組を実施しながら検討を進めており、その取組状況を平成21年度から毎年「新県立博物館の活動と運営」としてとりまとめています。今般、今年度の取組状況(V o 1. 3)の中間報告をとりまとめました。

### 2 新県立博物館整備に係る7項目の進捗状況について 別紙1

新県立博物館整備にあたって本年6月に知事が示した「7項目」の進捗状況と今後の取組について報告します。なお詳細は、「新県立博物館の活動と運営V o 1. 3 (中間報告)」別冊2の巻末資料をご覧ください。

[7項目の内容]

- (1) 総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること
- (2) 入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること
- (3) 外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくためのしくみを早期に導入すること
- (4) 多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること
- (5) 現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと
- (6) 自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること
- (7) 金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること

### 3 連絡ブリッジの整備(文化交流ゾーン環境整備事業) について 別紙2

県総合文化センターと新県立博物館の間を安全かつ快適に往来できるようにし、この地域全体を文化交流ゾーンとして県民の皆さんが利用しやすくするため、両施設をつなぐ連絡ブリッジの設置や市道の移設等を行います。

今年度は設計を実施しており、現時点の進捗状況を報告します。

新県立博物館整備にかかる7項目進捗状況

項目	項目内容	進捗状況
① 県費負担の削減	<p>総事業費を含めた支出の節減努力を不断に行う。段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間維持管理項目抽出・積算</li> <li>・収入項目抽出・想定値、目標金額設定</li> <li>・年間事業費試算</li> <li>・収入目標達成に向けた対応策検討</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>・収支計画案作成(別紙1-1)</li> </ul>
② 広報体制強化	<p>入館者増、企業からの寄付などの収入増を実現するため、広報体制を強化すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者増のための取組、企業との連携のためのヒアリング</li> <li>・経営向上懇話会における検討</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>・広報戦略(素案)とりまとめ(別紙1-2)</li> </ul>
③ 外部有識者による委員会 ※正式名称:新三重県立博物館(仮称)経営向上懇話会	<p>外部有識者による委員会を立ち上げ、第三者の視点から博物館事業の経営面などについて評価し、改善していくためのしくみを早期に導入すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営向上懇話会委員の選任・依頼</li> <li>・経営向上懇話会の開催(10月25日)</li> </ul>
④ 民間の参画による経営基盤確立	<p>多様なアイデアをもとに民間の参画による経営基盤の確立をはかること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等への広報及び連携にかかるヒアリング(企業訪問、リーディング産業展など)</li> <li style="text-align: center;">↓</li> <li>・状況報告(別紙1-2)</li> </ul>
⑤ 現博物館の解決策	<p>現博物館について県費負担をかけないような解決策を示すこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偕楽公園内に立地する現博物館の扱いについて、地元自治体である津市との協議を継続しながら解決策を検討</li> </ul>
⑥ 自然エネルギーの活用拡大	<p>自然エネルギーの活用について、当初計画よりも一層拡大すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築等の現状を踏まえた自然エネルギーの導入及び活用の可能性検討</li> </ul>
⑦ 金銭価値で示せない影響・効果	<p>金銭価値では示せない社会への影響・効果を明示し、それらへの取組状況を確認するための評価と改善のしくみをつくること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化経済学会東海支部関係者等学識経験者との意見交換等の実施</li> </ul>

## 7項目取組状況（6～12月）

	平成23年度				
	平成23年6～8月	9月	10月	11月	12月
新県立博物館整備の取組				24当初予算要求 ☆ 活動と運営Vol.3 (中間報告) 広報戦略(素案) → 收支計画案	こども会議 ◇
① 県費負担の削減		年間維持管理費項目抽出・試算	年間事業費試算	年間収支シミュレーション+対応策検討	收支計画案 精査と取組
② 広報体制強化		収入検討データ収集	収入計画案検討	収入計画案検討	収入計画案
③ 外部有識者による委員会		役割と委員構成検討	設置	第1回 設置趣旨・今後の 検討事項等	順次実施
				MMI Eマイミュージアム(MMM) プロジェクトに関する検討	順次実施
④ 民間の参画による経営基盤確立		広報戦略(素案)検討	県内広報体制づくり(関係機関訪問・PR)	広報戦略(素案)まとめ (~平成25年度)	順次実施
⑤ 現博物館の解決策				津市との協議(解決に向けた諸検討)	順次実施
⑥ 自然エネルギーの活用拡大				企業等との連携の進め方検討	取組に反映
				企業等への広報、ヒアリング	取組に反映
⑦ 金銭価値で示せない影響・効果				企業等への広報、ヒアリング	取組に反映
				ヒアリング等まとめ	取組に反映
⑥ 自然エネルギーの活用拡大				自然エネルギーの活用の拡大可能性等の検討	実現のための状況把握(急ぐものは、実施に向け検討・調整)
⑦ 金銭価値で示せない影響・効果				金銭価値で示せない影響等研究会による検討に向けた学識経験者等との意見交換	実現のための状況把握(急ぐものは、実施に向け検討・調整)

## 「7項目」の進捗状況について

### (①県費負担の削減)

#### 1 作成の考え方

開館後の年間運営費については、「新県立博物館基本計画（平成20年12月）」において、人件費（2億円）、事業費（1億円）、管理費（1億5千万円）をあわせて4億5千万円とし、県費負担を前提に計画しました。

また、本年6月、鈴木知事就任後に行われた新博物館整備計画の検証において、“段階的な増収も盛り込んだ収入計画を立案し、年間の運営費4億5千万円に対する県費負担について、2割程度削減すること”という方針を示しました。

整備についても進捗しており、運営についての検討も進めていることから、上記を踏まえた現時点における収支計画案を作成し、今後の運営の安定化に向けた収入確保のための取組を明確にすることとしました。

このうち、人件費については、県全体の人事計画の中で対応、考慮することが必要であるため、まず、事業費と管理費について、収支計画（見込）を立案しました。

#### (1) 収入

県費負担の2割削減を達成するために、多様な収入を獲得することにより削減分を補うこととし、これを前提に収入計画を作成しました。

#### (2) 支出

現時点で維持管理費、一般管理費について、想定できる支出項目を挙げつつ、金額としては、同規模の他館の実績や個々の見積もりをもとに設定し、支出計画を作成しました。なお、支出については、計画段階で減額するのではなく、執行段階でできるだけ節減を図ることとしました。

#### 2 今後の取組

##### (1) 多様な収入確保のためのしくみづくり

収支計画に挙げた多様な収入を受け入れるためのしくみや制度の検討、整備を進めます。

##### (2) 寄付金等の取扱い

開館前から寄付金等を集め、これら博物館の努力により得た収入について、基金（想定としては、文化振興基金）に積み立てるなどの方法を検討します。

### 3 収入

項目	収入内容 (積算の考え方)	金額(千円)
観覧料収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本展示観覧料 平均一人 300 円～700 円 有料入場者数 30,000 人～70,000 人</li> <li>・テーマ展示観覧料 平均一人 500 円                    20,000 人</li> <li>・パスポート 1500 円程度            200 人</li> </ul>	30,000
事業等収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事参加負担金 館主催講座等の参加者負担金(材料費等の負担)</li> <li>・受託事業収入 地域課題等の調査研究受託料 研究機器を活用した分析、資料のくん蒸受託料 営利目的等の相談にかかる収入</li> <li>・物品販売収入 図録などの図書、ミュージアムグッズなどにかかる販売収入</li> <li>・資料利用収入 営利目的の資料貸出にかかる収入 画像等の利用にかかる収入</li> <li>・施設利用収入 ミュージアムショップ、自動販売機事業者からの収入、会議室、展示室等の施設利用収入</li> <li>・広告、協賛収入 展示等にかかるネーミングライツ、協賛収入 印刷物、WEB上での広告、協賛にかかる収入</li> <li>・助成金、補助金 事業に関する助成金、補助金 研究費に関する外部資金</li> </ul>	12,000
寄付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賛助会員の年間会費 (100 千円/年、80 社)</li> </ul>	8,000
小計		50,000
県費		200,000
合計		250,000

#### 4 支出

項目	支出内容 (積算の考え方)	金額(千円)
調査研究費	科研費研究機関に指定されている県立博物館の常勤専門職員一人当たりの調査研究費を参考に設定	4,200
資料収集・管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料収集費</li> <li>・資料くん蒸(10回程度)</li> <li>・館内保存環境整備(館内くん蒸など)</li> <li>・資料の保存修復(5件程度)</li> </ul>	4,500
交流創造活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧レファレンス活動(図書購入費等)</li> <li>・情報受発信活動(情報システム関連費等)</li> <li>・学習支援活動(講座等実施費等)</li> </ul> ※他館の実績をもとに設定	12,000
展示の企画運用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本展示の企画運用(展示替え、保守)</li> <li>・トピック展示の開催(7回程度)</li> <li>・自主企画展の開催(3回程度)</li> <li>・全国巡回展の開催(1回程度)</li> <li>・県民交流展の開催(5回程度)</li> </ul>	64,000
アウトリーチ活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動展(3回程度)</li> <li>・学校展(8校程度)</li> </ul>	12,800
広報宣伝費	・収入予定総額(50,000千円)の5%程度	2,500
小計		100,000
光熱水費	同規模程度のお館及び県立美術館の光熱水費の㎡単価と新博物館の施設設備の効率性を参考に4,100千円/㎡と設定	41,000
施設維持保守管理費	同規模程度のお館及び県立美術館の施設維持保守管理費の㎡単価と新博物館の施設設備の状況を参考に、を9,200円/㎡と設定	92,000
一般管理費・事務費	同規模程度のお館及び県立美術館の一般管理費、事務費の㎡単価を参考に1,700円/㎡と設定	17,000
小計		150,000
合計		250,000

## 「7項目」の進捗状況について

### (②広報体制強化 ④民間参画による経営基盤強化)

#### 1 広報戦略づくりに向けたこれまでの広聴活動状況

- ・ 様々なイベントや会議の場を活用して、新県立博物館のPRとアンケートを実施
- ・ 企業が多く集まるイベントへの参加や企業訪問等を通じて、博物館活動に関してどのような連携の方法があるかを個別にヒアリング
- ・ 新三重県立博物館（仮称）経営向上懇話会における意見聴取

#### 2 広報戦略（素案）について

[構成（案）]

##### 1 基本的な考え方

##### 2 開館に向けた広報戦略

(1) 使ってもらえる博物館となるために（利用者の増加に向けて）

- i) 「存在を知らない、関心がない方」に対する、博物館との出会いを促す取組
- ii) 「興味はあるものの、どう携わっていいかわからない方」に対する、博物館活動への参加・参画を促す取組
- iii) 「博物館利用を究め、自らの活動に生かそうとしている方」に対する、博物館利用を究め、自らの活動や地域づくりに活かすことを促す取組

(2) 活動と運営のパートナーづくりに向けて

- 3 県民参画型活動（MMM [Mie My Museum] プロジェクト）の展開について
- 4 開館後の継続的な広報に向けて

#### 3 今後の予定について

引き続き、県民へのアンケート、県内企業等へのヒアリング、県議会や経営向上懇話会からのご意見等をいただきながら、今年度末に広報戦略をとりまとめ、効果的な広報活動を遂行していきます。

並行して、開館後の広報を効果的・継続的に実施していくための体制の確立についても順次検討していきます。

# 新県立博物館に係る広報戦略(素案)の概要

## 1. 基本的な考え方



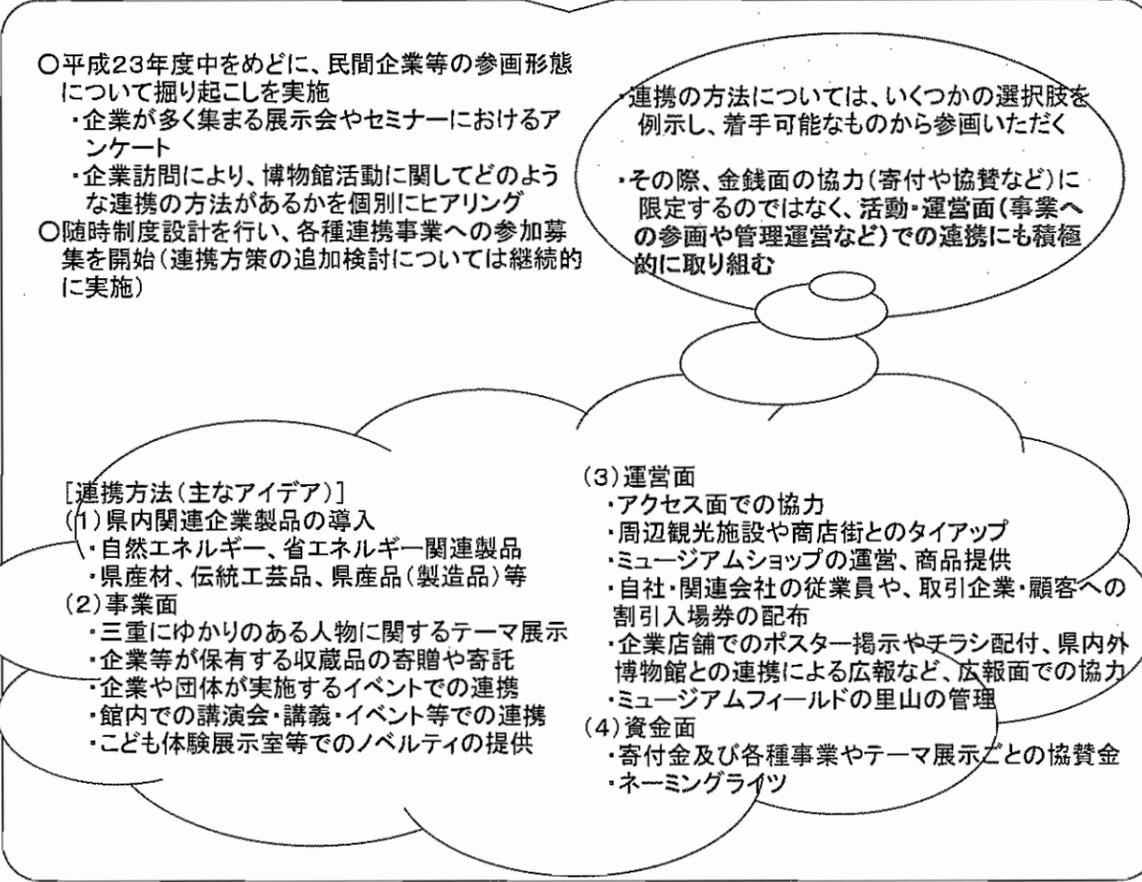
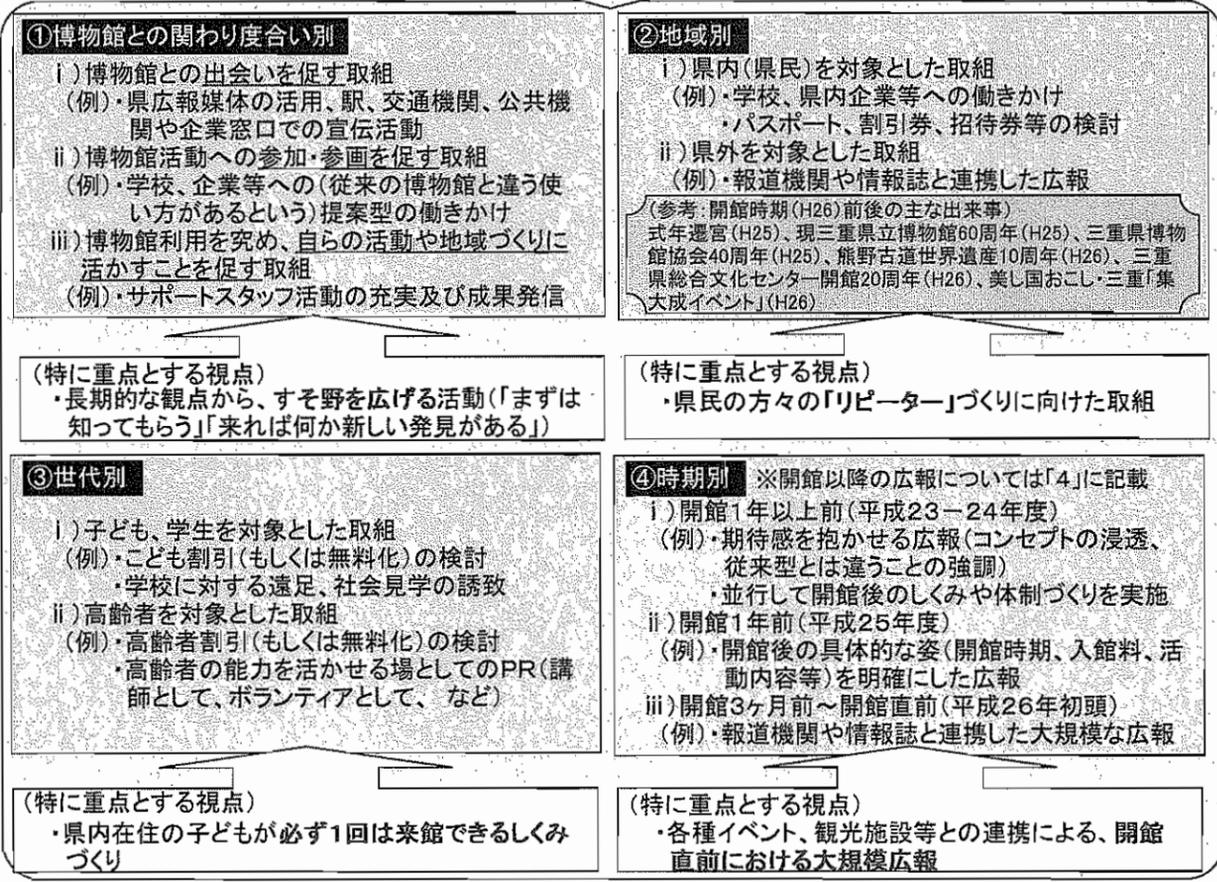
### (1)使ってもらえる博物館となるために(利用者の増加に向けて)

- 博物館の存在や参加することの面白さを知ってもらうための幅広い広報活動を実施
- 加えて、県民一人ひとりの興味や関心に応じた博物館活動を可能とするために、また、県外に対して効果的なメッセージを発信していくために、「博物館との関わり度合い」「地域」「世代」など、さまざまな視点から、それぞれターゲットを絞った広報活動も展開

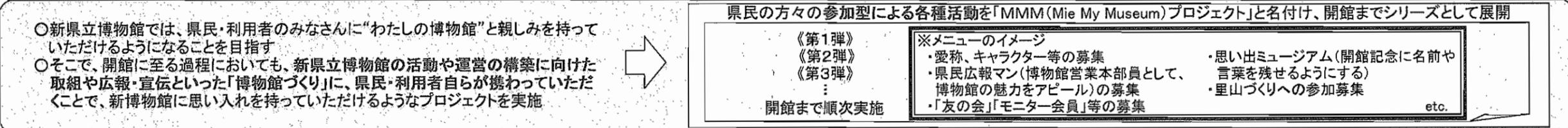
### (2)活動と運営のパートナーづくりに向けて

- 三重県の経済・産業・雇用・文化などの面で大きな役割を担っている県内企業や団体、NPOといった民間部門は、「わたしの博物館」さらには「みんなの博物館」づくりを実現するために欠かせないパートナーの一つ
- そこで、こうした民間部門との連携を促進する取組も、当館における広報戦略の一つとして位置づけ

## 2. 開館に向けた広報戦略



## 3. 県民体験参画型活動(MMM[Mie My Museum]プロジェクト)の展開



## 4. 開館後の継続的な広報に向けて

- 開館に向けた広報を展開する中で、開館後の広報活動にどうつなげるかを念頭に置きながら活動(開館後の体制づくりや観光業者、マスコミ等との関係づくり)。特に、開館直前の広報は、開館後の広報に向けた試行と位置づけ
- 県民・利用者、企業等、顧客の声(モニター)を随時受け付け、評価、改善に反映させるしくみを構築することにより、顧客ニーズに柔軟に対応
- これらを継続的に実施していくための体制の充実については、引き続き検討



## 連絡ブリッジの整備（文化交流ゾーン環境整備事業）について

### 1. 目的

本地域全体を文化交流ゾーンとして県民のみなさんが利用しやすくするために、連絡ブリッジを設置して総合文化センター（立体駐車場）と新県立博物館をつなぐとともに、連絡ブリッジが設置される新県立博物館側のエントランス前について、市道の移設等を行い広場空間を確保し利便性を図ります。

### 2. 概要

#### ○連絡ブリッジの設置（別紙ブリッジ計画図参照）

全長：27m 幅：3m 天井高：2.4m

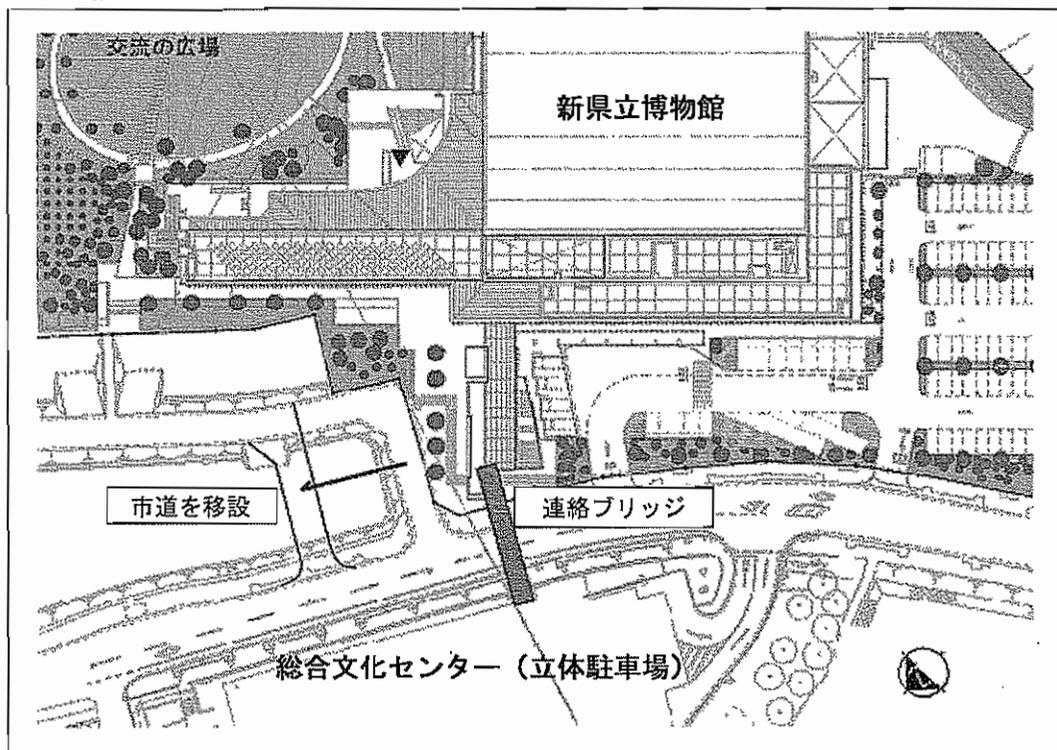
柱側防護ガラス高さ2.2m 手摺側防護ガラス高さ1.2m

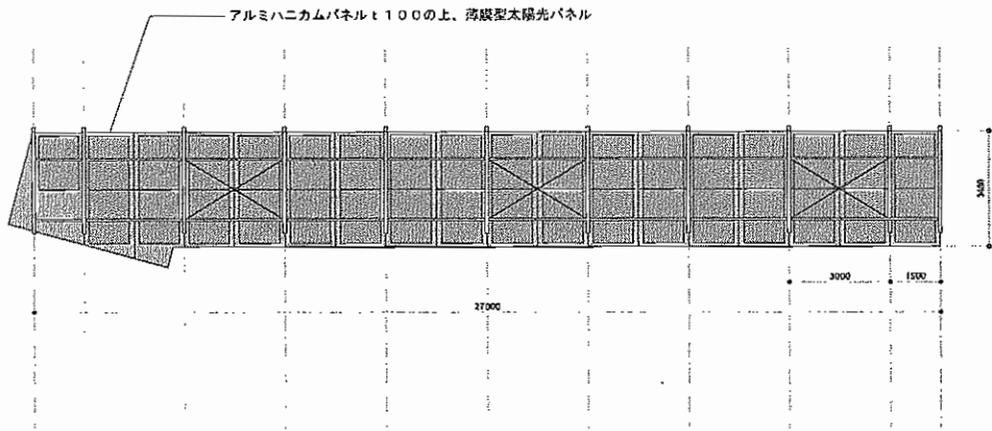
\*なお、現在、高低の手摺の設置位置については、予定地の風向き等を考慮の上検討中。

#### ○市道の移設

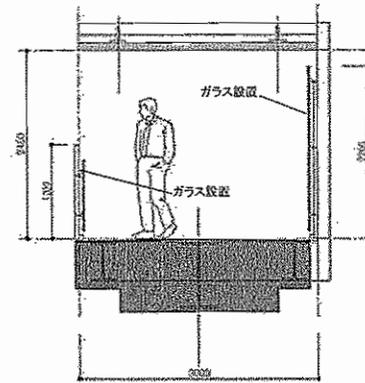
新県立博物館エントランス前の市道を東に約18m移設し、広場空間を確保する。

#### ◇連絡ブリッジ等配置図◇

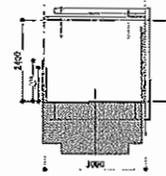




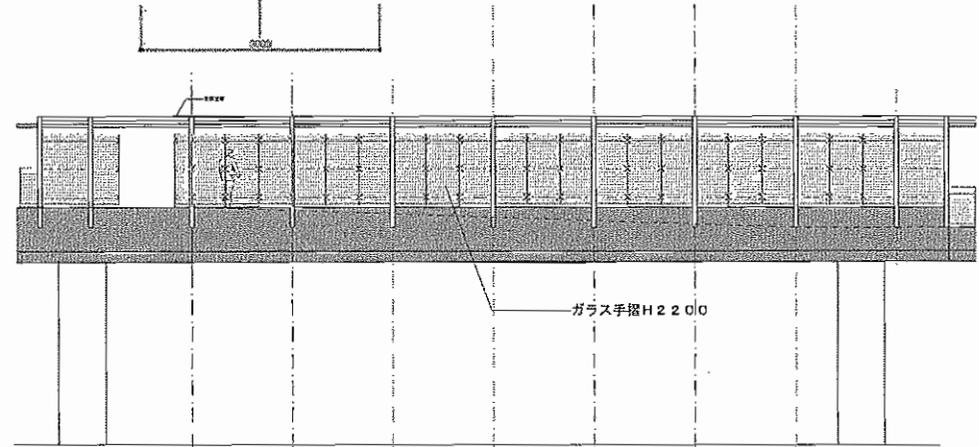
屋根伏図



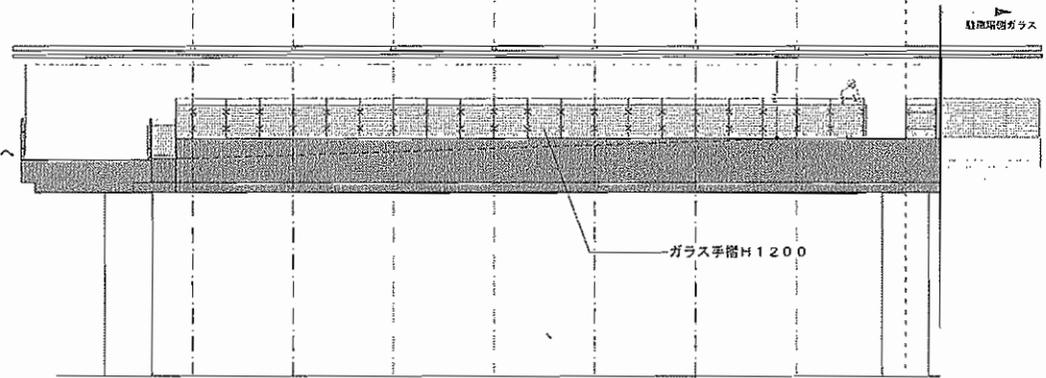
拡大図



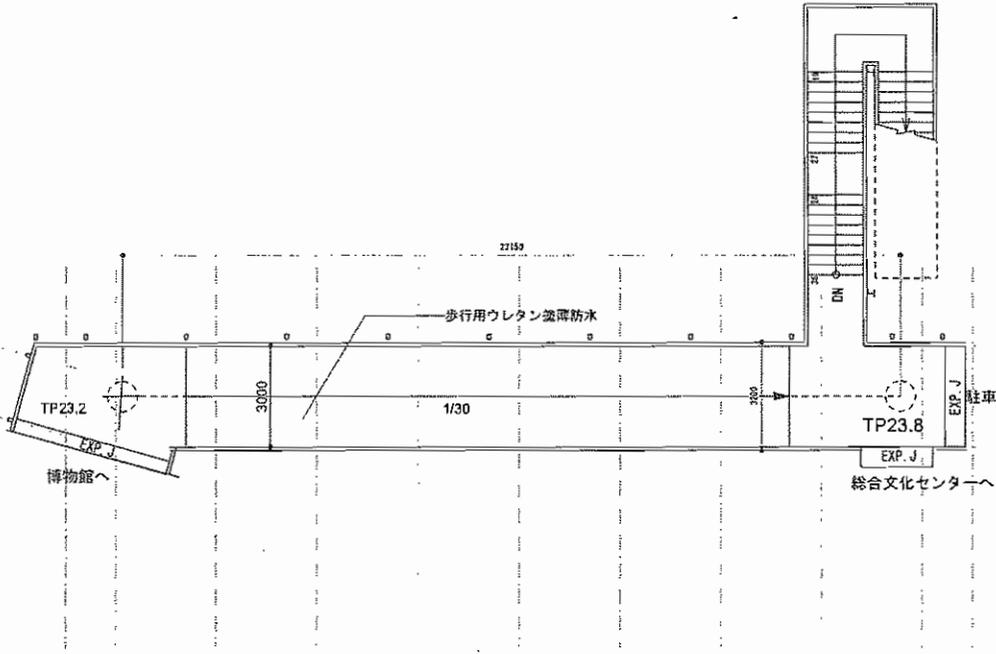
断面図



立面図



立面図



平面図

29

